

「巻上げ機の運転業務」に係る特別教育のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

「動力により駆動される巻上げ機（ウインチ）の運転業務」（身近な例では自動車に取り付けられたウインチ、土木・建築現場などでクレーンが使用できない状況での資材の昇降用、屋根瓦を運ぶ「瓦揚げ機」。工場設備ではブーム起伏用や荷の移動用など、船舶に関するウインチはアンカーの投下・巻き上げ、網巻用、係船・係留用、林業の現場、ケーブルの敷設やゴルフ場のネットを張る設備等）に労働者を就かせるときは、労働安全衛生法第 59 条第 3 項（労働安全衛生規則第 36 条第 11 号）により、事業者は安全のための特別教育を実施しなければならないと規定されております。

つきましては、標記業務に従事する労働者や従事することが予定されている労働者の方は受講されますようご案内致します。

記

1. 講習日時及び会場

学 科	令和 6 年 6 月 5 日（水） 9：00～16：00	伯耆しあわせの郷 （倉吉市小田 458）
実 技	令和 6 年 6 月 6 日（木） 9：00～13：00	J A 鳥取中央 東郷梨選果場 （東伯郡湯梨浜町中興寺 343）

(注) 学科講習日の受付は、8：45～9：00 です。

実技講習日の受付は、8：45～9：00 です。

2. 講習日程

	科 目	時 間
学科	巻上げ機に関する知識	9：00～12：00
	巻上げ機の運転に必要な一般的な事項に関する知識	13：00～15：00
	関係法令	15：00～16：00
実技	巻上げ機の運転、荷掛け及び合図	9：00～13：00

3. 受講料

- 鳥取県労働基準協会各支部の会員事業場 14,000円 （テキスト代込）
(消費税 10%対象、内税 1,272 円)
- 上記以外の事業場 16,000円 （テキスト代込）
(消費税 10%対象、内税 1,454 円)

4. 申込方法

令和 6 年 5 月 27 日（月）までに、別紙「受講申込書」により、郵送又は F a x （0858-22-9054）で当協会中部支部へお申し込み下さい。受講料は申込み締切日までに、ご持参、現金書留又は銀行振込によりお支払い願います。

振込口座	<u>鳥取銀行倉吉支店（普）0207231</u>
名義人	（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

5. 定員 50人 定員になり次第募集を締め切りします。

6. その他

- (1) 実技講習の服装等については、学科講習日に説明します。
- (2) 協会発行の特別教育等受講者記録（受講証）をお持ちの事業場は、講習当日にご持参のうえ「受付」の際にご提出願います。
- (3) 受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお越し下さい。
- (4) 受講申込み後の取消し（欠席を含む。）は、令和6年5月27日（月）までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。
- (5) この「巻上げ機の運転の業務に係る特別教育」は、「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」の対象となり得るものであり、支給要件に該当すれば対象労働者に係る助成を受けることができます。詳細は、鳥取労働局職業安定課（☎：0857-29-1707）にお問合せ下さい。

7. 申込み・問合せ先

〒682-0811 倉吉市上灘町 115-1 （有）河崎組 3階

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

登録番号：T5270005000526

（Tel・Fax 兼用 0858-22-9054）

「巻上げ機運転業務特別教育」受講申込書

受講者氏名	生年月日	備考
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	

(★ 下欄にもご記入願います。)

(1) 鳥取県労働基準協会へ加入の有無 (加入 ・ 未加入) (いずれかに○印を付して下さい。)
(2) 受講者数 (名)、 受講料 計 (円)
(3) 受講料の支払い方法 (持参 ・ 現金書留 ・ 銀行振込) (いずれかに○印を付して下さい。)
(4) インボイス発行希望 (する ・ しない) (いずれかに○印を付して下さい。)
* 希望する場合は、いずれかに○印をしてください。(請求書 ・ 領収書)

上記のとおり申込みます。

令和 6 年 月 日

事業場名 :

所在地 :

(連絡先電話番号 : — —)

代表者職氏名 :

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(T e l ・ F a x 兼用 0 8 5 8 - 2 2 - 9 0 5 4)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)